

仕様書

(①コピー機能、②プリント機能、③ファックス機能、④スキャナ機能の4機能がある複合機)

台数	1台	設置場所	地域医療課	
機械全般	占有面積	幅1,200mm×奥行 740mmに収まること(手差しトレイを開けた状態)		
	形式等	据置き型、フルカラー、A3サイズ原稿対応		
	電源	100v・15A・60Hz以下の電源対応		
	給紙方式/容量	内蔵トレイ	550枚以上×4、B5～A3	
		手差し	連続100枚以上、はがき～A3	
	メモリー容量	4GB以上		
	HDD容量	128GB以上		
	ソート	コピー・プリント出力時に、部毎にずらせて出力できること		
	原稿サイズ	最大原稿サイズは、A3(297×420mm)まで対応していること		
複写サイズ	A3(297×420mm)からはがき(100×148mm)まで対応していること			
コピー機能	複写倍率	固定	50%、70%、81%、86%、115%、122%、141%、200%、自動	
		任意	25%～400%(1%単位)	
	カラー対応	フルカラーに対応していること		
	連続複写速度	モノクロ・フルカラー共に45枚/分以上(A4横)		
	自動両面機能	自動両面原稿送り装置装備(読み取りで両面読み取りが可能)		
	解像度	読み取り書き込みとも600dpi相当以上。		
	階調	階調は256階調以上であること。		
その他の機能	複数枚の原稿を1枚に印刷する機能があること			
プリンター機能	インターフェース	(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T)対応×1ポート以上、		
		USB2.0又はUSB3.0×1ポート以上		
	対応OS	Windows10以上、最新のOSに対応可能であること		
	内蔵フォント	日本語の書体は明朝体及びゴシック体を内蔵し、欧文書体は19書体以上を内蔵していること。		
その他の機能	プリンター使用時でのモノクロ/カラーの自動切換機能があるもの。			
スキャナ機能	イーサネット	(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T)対応。		
		スキャンした画像を本体機械側からの操作により、一時的に本体にデータ蓄積できる機能があるもの。(外付け機器によりデータの蓄積ができるものでも可とし、その機器に要する費用も含めて積算する)		
		読み取り解像度は、200dpiから600dpiまでの範囲内で選択できるもの。		
		自動送り装置を使用してスキャンできる機能を有すること。(A4横片面フルカラー原稿で、解像度200dpiの場合で、80枚/分以上とする)		
		ファイル形式は、PDF・JPEG・TIFFに変換が可能なこと。		
ファックス機能	通信モード	G3又はスーパーG3		
	送信原稿サイズ	最大原稿サイズは、A3(297×420mm)まで対応していること		
	適用回線	加入電話回線、PBXが利用できること		
その他機能	フィニッシャー	ステープル	・B5～A3:30枚以上、二箇所・一箇所とじが可能なもの	
		パンチ	2か所のパンチ機能があるもの	
その他使用条件	賃借期間	令和7年7月1日から令和12年6月30日まで(5年間)		
		(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)		
	保守及び消耗品の供給	複合機の保守料及び複合機の動作に必要な保守部品・トナー等の消耗品の供給を含む(コピー用紙・ステープルを除く)		
使用予定枚数(年間)	モノクロ	108,000枚		
	フルカラー	24,600枚		

- ※(1) フルカラー複合機は、国産メーカーの新品とし、仕様と同等又はそれ以上のものを設置すること。
- ※(2) 入札金額は、フルカラー複合機の賃貸借、保守及び消耗品の供給(コピー用紙・ステープルを除く)に係る5年間1台分の総額を記入することとし、内訳書にはそれぞれ1コピーあたりの単価を記入すること。(入札金額と内訳書の単価に使用予定枚数を乗じた金額の総額は合致させること。)
- ※(3) 使用予定枚数は、使用枚数を保証するものではなく、最低保証枚数についても設定しない。契約は、明細書に記入した金額で単価契約するものとする。
- ※(4) コピー使用料金の請求は、毎月末に使用枚数を確認した上、各コピー単価×枚数×消費税及び地方消費税相当分で得た額の合計とし、それぞれ円未満の端数は切り捨てるものとする。(本契約期間中に消費税の率の改正が行われた場合は、改定された率に応じて上記計算式を修正するものとする。)
- ※(5) 旧機械の撤去費用を含むものとする。
(旧機械名:SHARP MX-M3531)
- ※(6) パソコンのプリンターとして使用(Standard TCP/IP Port使用)できるよう、既存のネットワーク環境への接続作業を行うこと。ただし、プリンタドライバの各パソコンへのインストールは、本市が行うものとする。
- ※(7) プリンターとして接続するパソコンの台数は、1台で約7台。
- ※(8) フルカラー複合機は、常時正常な状態で使用できるよう定期的に技術員等派遣し、点検及び調整等を行うこと。また、フルカラー複合機が故障した場合は、早急に正常な状態に復旧すること。
- ※(9) 定期的な巡回又は申し出によりトナー等のフルカラー複合機の動作に必要な消耗品の供給を行うこと。
- ※(10) 日時を事前に地域医療課と調整のうえ、業務に支障が生じないよう円滑に設置作業を行うこと。